

省エネ設備 & 省力化設備 の導入支援!

宿泊業



環境整備緊急対策事業支援金のご案内

中小宿泊事業者の方々の負担軽減を図るため、
省エネルギー化及び省力化に資する設備導入支援を行う
「宿泊業環境整備緊急対策事業」を実施します。



対象事業者

旅館業法の営業許可を受け営業をしている
道内に宿泊施設を有する中小宿泊事業者
(ホテル・旅館、簡易宿所)

申請受付期間

2023年 **7/10** (月) ~ **8/4** (金)

※申請状況により第2回募集をする場合があります。

対象となる設備・要件

	省エネ設備の導入	省力化設備の導入
対象となる設備	・テレビ ・エアコン ・LED照明 ・客室用冷蔵庫 ・業務用冷蔵、冷凍庫 ・ストーブ(灯油/ガス/電気) ・高性能ボイラー 等	・自動チェックイン機 ・翻訳機器 ・キャッシュレス決済システム ・配膳ロボット ・モバイルオーダーシステム ・除雪機 ・予約管理システム ・掃除ロボット 等
対象要件 (全ての項目を 満たすこと)	・既存の設備の入替となるもの ・直接エネルギーを消費して使用するもの ・更新後の年間エネルギー消費量が、 更新前と比較して10%以上低減するもの	省力化設備導入により 業務量の削減等負担軽減が見込まれること
共通事項	いずれの場合も、申請した施設で使用するものに限り。また消耗品は対象外となります。	

※詳しい設備一覧はホームページをご確認いただくか、事務局までお問い合わせください。

補助率・上限額

補助率

3/4 以内

上限額

500 万円

留意点

1施設1申請

※1申請内であれば省エネ・省力化
両方に申請することができます。

支援金交付までの流れ ※本事業には審査があります。

申請受付期間

2023年7月10日(月)
~8月4日(金)

採択

事業実施
・報告

遅くとも2023年12月15日(金)
までに事業を完了し、
実績報告書を事務局へ提出

※支援金は、実績報告をご提出いただき内容を審査、承認後にお支払いします。

申請方法

電子申請

※インターネット環境が無い等電子申請ができない場合は、事務局へお問い合わせください。

省エネ・省力化
アドバイザー派遣も
実施します

詳しくは裏面へ



お問い合わせ

北海道宿泊業環境整備緊急対策事業支援金事務局

○受付時間 平日10:00~17:30

○期間 2024年2月29日まで(平日のみ)

011-803-0123

北海道 宿泊業環境整備緊急対策事業支援金

<https://shukuhaku-hkd2023.jp>



北海道は、宿泊業のみなさまの省エネルギーと省力化対策を応援します！



何から
はじめたらいいか
わからない

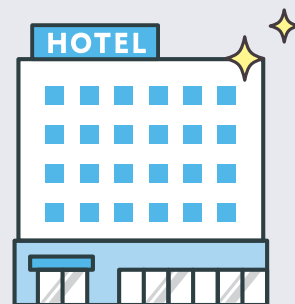
省エネ対策の
余地が
あるかどうか
知りたい

経費を
削減したい

業務改善をして
経営の効率化を
図りたい

など…
こんなお悩み
解決します！

アドバイザーに聞いてみよう！
「省エネルギー」
「省力化」対策のこと。



相談料無料

中小宿泊事業者の方に対し、無料でアドバイザーが指導及び助言を行います。
※申請前の中小宿泊事業者の方もご相談可能です。 ※支援金申請に関わる書類作成代行は承りません。



省エネルギー化 アドバイザー派遣

「設備の現地診断」等を行い、
今後の設備更新等のアドバイスを行います。

診断及び提案項目の例

- ・空調設備、照明設備、ボイラー設備の
省エネ対策目標達成のためのPDCAサイクルについて
- ・消費電力削減のための空調設備、照明設備等の省エネ対策
(電球型蛍光灯・LED・人感センサー導入、間引き電灯など)

省力化 アドバイザー派遣

中小企業診断士による「経営診断」等を行うことで、
今後の省力化に向けたアドバイスを行います。

自動化・省力化施策の提案・具現化

- ・業務プロセスの効率化に向けての省力化設備の導入
- ・自動チェックイン機、配膳ロボット等の導入で業務改善
- ・ゼロカーボンの推進に効果的なデジタル技術の活用
- ・省力化設備導入による人材の有効活用



お問い合わせ

北海道宿泊業環境整備緊急対策事業支援金事務局

○受付時間 平日10:00~17:30

○期間 2024年2月29日まで(平日のみ)

011-803-0123

北海道 宿泊業環境整備緊急対策事業支援金

<https://shukuhaku-hkd2023.jp>

